

建設業に係る申請・届出及び相談等について

【平成27年4月1日から予約制で行います。】

■■ 予約制になる申請等 ■■

(※建設業決算報告書、変更届及び住宅瑕疵担保履行法に関する届出除く)

・建設業許可申請（新規・追加・更新）等

・解体工事業登録申請（新規・更新）等

・浄化槽工事業登録申請（新規・更新）、特例浄化槽工事業届出申請（新規・変更）等

・建設機械打刻（検認）申請

■■ 予約受付日 ■■

・月曜日、水曜日、金曜日（開庁日） AM9:00～11:30・PM13:00～16:30

※火曜日と木曜日は、経営事項審査の審査日です。（予約制）

※予約または、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設指導課土木係
電話：0152-41-0641（直通）